

令和7年度 さいたま市立栄小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校の学校教育目標である「思いやりのある子」の育成を推進するにあたり、児童の心身の健全なる成長や人格の形成は欠かせない。しかしながら、いじめ問題はそれを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成の重大な妨げとなり得るものである。

いじめは本校でも、どの学級、どの児童にも起こりうるという共通認識の下、教職員、保護者、地域住民、関係機関、専門機関等と連携を図りながら、いじめが起きない学校、いじめを許さない集団をつくるために「さいたま市立栄小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校全体の組織的な対応につなげる。
- 2 本校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめの児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 いじめ解消後も、該当児童と関係児童等の人間関係について注意深く観察を行い、再発防止を徹底し、被害児童を徹底して守り通す。
- 5 本校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育等の充実を図り、児童への指導を組織的かつ継続的に行う。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめへの措置

- 1 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- 2 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。
 - (1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含めて、状況を注視、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
 - (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護

者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により、確認する。学校は、いじめが解決に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する、学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため。
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、学校運営協議会委員
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。尚、構成員には守秘義務を課すものとする。
- (3) 開催予定
 - ア 定例会（年3回 6月、10月、3月予定の学校運営協議会に開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
 - ウ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 栄小いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、取組の進捗状況の把握及び定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識の啓発
 - ウ 児童や保護者・地域住民に対する情報発信と啓発及び意見聴取
 - エ 個別面談や相談の受け入れ及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約及び事案への対応
 - カ 重大事態への対応
 - キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る校内研修の実施
 - ク 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検と見直し

2 代表委員会によるいじめ撲滅運動

- (1) 目的 いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止及びいじめの撲滅等の取組を推進する。
- (2) 構成員 児童会長、児童副会長、児童会書記、5年生以上の各学級代表委員
- (3) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

Ⅴ いじめの未然防止

1 学校いじめ防止プログラムの取組

- (1) 道徳教育の充実
 - ア 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教職員の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

イ 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間（６月）」に、「２ 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

(2) 「いじめ撲滅強化月間（６月）」の取組を通して

- いじめの問題について考え、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。（６月２日～６月３０日）
 - ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」等を活用した、いじめ未然防止に向けた学級担任による指導
 - ・学校だよりを通しての家庭や地域への広報活動

(3) 「人間関係プログラム」を通して

ア「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ること
で、いじめの未然防止に取り組む。

イ直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で、児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

ウ「人間関係プログラム」に係わる調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気 of 学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

(4) 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそのことを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
 - ・対象 全学年

(5) メディアリテラシー教育を通して

- 「インターネットセキュリティ教室」の実施
 - ・児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - ・対象 ３年生～６年生

2 その他の取組

(1) 人権教育の推進

(2) 読書活動・体験活動の充実

(3) 「さいたま市 ストップいじめ！子どもサミット」

(4) 心を潤す４つの言葉推進運動（１１月・「おはようございます」「ありがとうございます」「ごめんなさい」「はい」）

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底及びスクールダッシュボードの活用
 - (2) 授 業 中 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている 等
 - (3) 休み時間 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 遊びの延長として罰ゲームが人によって多かったり、内容が違ったりする。等
 - (4) 給 食 机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
 - (5) クラブ・委員会 無断で休む、ペアにならない。雑用をやらされている。
 - (6) 登 下 校 独りぼっち、荷物をもたせられる 等
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
- (1) アンケートの実施予定 5月、9月、1月
 - (2) アンケートの結果 学年・学校全体で情報共有する。
 - (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、記録をとり保存する。面談内容を保護者・学年・学校全体で情報共有する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
- (1) 簡易アンケートを各学期（7月、12月、3月）に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
 - (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき適切に対応する。
- 4 教育相談週間（日）の実施
- (1) 11月に教育相談週間を設定する。
 - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ア 毎月「のびのび相談デー」の開催
 - イ さわやかルームの充実
 - ウ 各児童との個人面談週間の設定（11月）
- 5 保護者アンケートの実施
- (1) アンケートの実施予定 12月
 - (2) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、保護者・学年・学校全体で情報共有をする。
- 6 地域からの情報収集
- (1) 民生委員・主任児童委員 5月予定の協議会で、児童及び地区の情報を収集する。
 - (2) 学校運営協議会 6月、10月、2月予定の会で、児童及び地区の情報を収集するとともに、学校のいじめ防止活動についての意見をいただく。
 - (3) S S N協議会 2月予定の協議会で、児童及び地域の情報を収集する。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。なお、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告するものとする。

- 校長は、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催し、いじめ防止に全校をあげて取り組ませる。重大事案については、逐次、教育委員会と連絡を取り合い、教育委員会の指導を受け、組織的な対応の全体指揮を行う。
- 教頭は、校長を補佐する。併せて、警察等の対外機関との窓口となり調整を行う。
- 教務主任は、校内のいじめに係わる情報の総括を行い、いじめ対策委員会の資料をつくるとともに、日程調整等を行う。研修主任と協力して、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを受けてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。いじめに関係した児童の保護者と連絡をとり、共通理解を図り、協力して事後指導にあたる。聴き取りについては、全学級共通のシートを活用して聴き取りを行う。保管についても、適切に管理する。
- 学年生徒指導担当は、担当する学年の児童の情報収集を行い、学年主任と生徒指導主任に報告する。
- 学年主任は、担任を補助する。併せて、学年会で担当学年の情報共有、指導連携を図る。教頭に児童の情報と指導過程を逐次、報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員で共通理解できる体制を整備する。校内のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、いじめにかかわる児童（加害・被害）の心の安定を図るように、校内の体制をつくる。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、日々の保健室の来室者の言動や表情から情報を収集し担任と教頭に報告をする。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
 - ア「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握

していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
アいじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
イ校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。